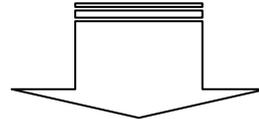


これまでの議論を踏まえた意見・論点の整理 (新法人の業務と治験・臨床研究の推進について)

委員から出された主な意見等

- 国立病院と労災病院は治験を含む臨床研究の実施、国の医療政策等に係るエビデンス・診療指針、モデル等の策定や外部への発信など、国の医療政策や労災補償政策を総合的に支える病院であるべきである。また、このような診療や研究をベースとした政策医療を総合的に提供していくためには、病院ネットワークの枠組は不可欠と考える。(第1回資料3-1「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」報告書)
- 政策医療の範囲については、疾病構造の変化等に対応して、固定的には捉えず、時宜に応じて検討していく必要がある。(同上)
- 時代とともに変わってくる課題を機構が早くピックアップして、警鐘を鳴らすなり、対応をとっていかないといけない。ある意味では研究が必要。国病も時代とともに相当変わっているし、労災病院についても新しい課題がこれからでてくるのではないかと。そうした研究をもう少し積極的にしていただきたい。



論 点 整 理

- ◆ 国立病院及び労災病院は、時代や社会環境に応じて変化する政策医療を確実に担うとともに、また時代とともに変わっていく新たな課題を抽出して対応し、必要に応じて国に提言すること等を通じて、国の政策に貢献していくことが必要ではないか。
- ◆ 特に治験・臨床研究、国の医療政策等に係るエビデンス・診療指針、モデル等の策定や外部への発信等に重点を置き国の政策に寄与していくべきではないか。
- ◆ 新法人においては治験・臨床研究を活性化させるために体制の整備を行うべきではないか。また、国立病院機構及び労働者健康福祉機構の全国的なネットワークを活用するとともに、両法人間の相互の連携や他の病院・研究機関との連携を更に進めるべきではないか。